



# 宮 崎 県 公 報

平成20年4月10日(木曜日) 第 1971 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 公有水面埋立ての竣功認可…………… (漁港漁場整備課) 1
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定 (2件) …………… (会計課) 1

○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課) 2

### 公 告

○基本測量終了の通知…………… 2

### 公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2

## 告 示

### 宮崎県告示第 276号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成20年4月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 竣功認可年月日及び番号  
平成20年3月31日  
シレイ 26750-283
- 竣功認可を受けた者の氏名 (又は名称) 及び住所 (並びに法人にあっては代表者の氏名)  
宮崎県  
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号  
宮崎県知事 東国原 英 夫
- 埋立区域
  - 位置  
宮崎県延岡市北浦町市振字本村、556-28番地、556-20番地、556-23番地、556-19番地及び 887-18番地に接する無番地の地先公有水面
  - 区域  
別表の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑳の地点を結んだ線により囲まれた区域。
  - 面積  
8,436.74㎡
- 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成15年6月27付けシレイ 268-82
- 関係図書を閲覧することができる市町村名  
延岡市

別表

地点	地 点 の 位 置		
①の地点	北浦漁港宮野浦防波堤灯台 (北緯32度41分42秒、東経 131度50分03秒から 322度37分52秒) 1,118.09m の地点		
②の地点	①の地点から	1度56分55秒	79.06mの地点
③の地点	②の地点から	78度41分30秒	7.69mの地点

④の地点	③の地点から	182度22分18秒	5.05mの地点
⑤の地点	④の地点から	61度20分31秒	7.69mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	129度56分19秒	14.40mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	110度18分31秒	5.23mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	64度09分45秒	6.23mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	96度15分34秒	5.02mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	34度30分05秒	7.56mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	57度06分05秒	12.65mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	143度06分42秒	3.75mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	78度57分50秒	2.79mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	14度31分06秒	6.28mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	348度23分23秒	5.68mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	68度27分59秒	118.65mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	150度45分35秒	33.13mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	240度31分12秒	11.41mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	330度32分53秒	2.62mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	240度33分12秒	9.06mの地点
㉑の地点	㉑の地点から	150度12分23秒	2.62mの地点
㉒の地点	㉒の地点から	240度12分19秒	2.00mの地点
㉓の地点	㉓の地点から	330度30分37秒	3.62mの地点
㉔の地点	㉔の地点から	240度35分26秒	176.54mの地点
㉕の地点	㉕の地点から	150度45分56秒	3.62mの地点
㉖の地点	㉖の地点から	240度46分16秒	1.50mの地点
㉗の地点	㉗の地点から	330度29分57秒	2.62mの地点
㉘の地点	㉘の地点から	240度30分12秒	6.02mの地点
㉙の地点	㉙の地点から	150度48分11秒	2.62mの地点

### 宮崎県告示第 277号

宮崎県収入証紙条例 (昭和二十九年宮崎県条例第二十四号) 第五条第一項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成二十年四月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
宮崎市日ノ出町九五番 一 宮崎シーサイドモータースクール	宮崎構田学園株式会社	平成二十年四月一日

宮崎県告示第二百七十八号

宮崎県収入証紙条例(昭和三十九年宮崎県条例第三十四号)第五  
条第一項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定し  
た。

平成二十年四月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
宮崎郡清武町大字今泉 字志町原甲三五六七番 地一	有限会社清武自動車学 校	平成二十年四 月一日

宮崎県告示第二百七十九号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第十一号)  
第十二条第一項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の  
指定を取り消した。

平成二十年四月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定を取り消した売り さばきをする場所	指定を取り消した売り さばき人の名称	指定取り消し 年月日
宮崎市日ノ出町九五番 一	財団法人宮崎県交通安 全協会	平成二十年四 月一日

公 告

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第2項の規定により、平  
成19年宮崎県公報第1873号による基本測量(基準点測量・基準点改  
測作業)が平成20年3月24日終了した旨、国土交通省国土地理院長  
から通知があった。

平成20年4月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第5号

警備業法(昭和47年法律第 117号。以下「法」という。)第22条  
第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成20年4月10日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日
新規取 得講習	1号警備業務	平成20年6月2日から6日、9日及び 10日
	2号警備業務	平成20年6月16日、18日から20日、23 日及び24日
追加取 得講習	1号警備業務	平成20年6月5日、6日、9日及び10 日
	2号警備業務	平成20年6月20日、23日及び24日

定員は、各号とも同時に実施する新規取得講習と追加取得講習

を合計して30人とし、新規取得講習受講申込者が定員を超えたとき  
は、その区分の追加取得講習は行わない。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育  
責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導  
教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則  
(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備  
員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」と  
いう。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、  
次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し  
た期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会  
規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する  
1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係  
る法第23条第4項に規定する合格証明書(以下「合格証明書  
という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区  
分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けてい  
る警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以  
上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関  
する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検  
定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当  
該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備  
業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、  
当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従  
事している者

(2) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区  
分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申  
込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し  
た期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区  
分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けてい  
る者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区  
分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けてい  
る警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以  
上当該警備業務に従事している者

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備  
業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備  
業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、  
当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従  
事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎地域職業訓練センター電話0985-58-1554

4 受講申込みの仮受付

(1) 仮受付を行う講習

## 各講習

## (2) 仮受付の期間

警備業務区分	仮 受 付 の 日 時
1号警備業務	平成20年4月21日から24日の午前9時から午後5時まで
2号警備業務	平成20年5月12日から15日の午前9時から午後5時まで

## (3) 仮受付申込の場所

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

## (4) 仮受付の申込方法

申込みは、受講申込者本人が行うことを原則とするが、受講申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。

なお、電話、郵送等による申込みは認めない。

## (5) 受講申込予定者の確定

仮受付申込者が、受講定員以内のときは仮受付申込者全員を受講申込予定者と確定し、受講定員を越えたときは抽選により受講申込予定者を確定し、それぞれ仮受付申込者全員に確定結果を連絡する。受講申込予定者に確定された者は、5の方法により申込手続を行うこと。

## 5 受講申込書の提出方法等

## (1) 提出先

仮受付申込みした警察署

## (2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	4月28日から5月7日の午前9時から午後5時まで
2号警備業務	5月19日から5月23日の午前9時から午後5時まで

## (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

## (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の各アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の各イに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の各ウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の各エに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の各オに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(カ) 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

## 6 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円
	2号警備業務	38,000円
追加取得講習	1号警備業務	23,000円
	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 その他

本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号0985-31-0110内線3024,3051）に行うこと。